

○熊本県砂防指定地管理条例施行規則

(平成15年3月31日規則第5号)

改正 平成18年7月10日規則第54号 平成25年3月29日規則第6号

熊本県砂防指定地管理条例施行規則をここに公布する。

熊本県砂防指定地管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県砂防指定地管理条例(平成15年熊本県条例第29号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(制限行為の許可申請書等)

第2条 条例第4条第3項の申請書は、砂防指定地内行為許可申請書(別記第1号様式)とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 制限行為をしようとする場所を示す位置図及び平面図
- (2) 制限行為に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (3) 制限行為で工事を伴うものにあつては、設計図(施設又は工作物の除却にあつては、構造図を含む。)及び仕様書
- (4) 制限行為をすることについて利害関係を有する者がある場合にあつては、当該利害関係を有する者の承諾書

(占用の許可申請書等)

第3条 条例第5条第3項の申請書は、砂防設備占用許可申請書(別記第2号様式)とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 占用をしようとする砂防設備の場所を示す位置図及び平面図
- (2) 砂防設備の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (3) 砂防設備の占用で工事を伴うものにあつては、設計図(施設又は工作物の除却にあつては、構造図を含む。)及び仕様書
- (4) 砂防設備の占用をすることについて利害関係を有する者がある場合にあつては、当該利害関係を有する者の承諾書

(変更許可申請書等)

第4条 条例第6条第1項の申請書は、条例第4条第1項の許可に係る変更にあつては砂防指定地内行為変更許可申請書(別記第3号様式)、条例第5条第1項の許可に係る変更にあつては砂防設備占用変更許可申請書(別記第4号様式)とする。

2 前項の申請書には、第2条第2項各号又は前条第2項各号に掲げる書類のうち変更に関係があるものを添付しなければならない。

(氏名等変更届)

第5条 条例第6条第3項の規定による届出は、氏名等変更届(別記第5号様式)により行うものとする。

(更新許可申請書)

第6条 条例第8条第3項の規定による許可の申請は、条例第4条第1項の許可の期間の更新にあつては砂防指定地内行為更新許可申請書(別記第6号様式)、条例第5条第1項の許可の期間の更新にあつては砂防設備占用更新許可申請書(別記第7号様式)により行うものとする。

(開始届)

第7条 条例第9条第1項の規定による届出は、制限行為の開始にあつては砂防指定地内行為開始届(別記第8号様式)、砂防設備の占用の開始にあつては砂防設備占用開始届(別記第9号様式)により行うものとする。

(終了届等)

第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、制限行為の終了、中止又は廃止にあつては砂防指定地内行為終了(中止・廃止)届(別記第10号様式)、砂防設備の占用の終了、中止又は廃止にあつては砂防設備占用終了(中止・廃止)届(別記第11号様式)により行うものとする。

(地位承継届)

第9条 条例第10条第2項の規定による届出は、地位承継届(別記第12号様式)に戸籍謄本、登記事項証明書その他の承継の事実を証する書類を添付して行うものとする。

(標識の設置)

第10条 条例第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間中、砂防指定地内行為許可標識(別記第13号様式)又は砂防設備占用許可標識(別記第14号様式)を当該許可に係る制限行為若しくは占用をする場所又はその近くの見やすい箇所に設置しなければならない。

(身分証明書の携帯)

第11条 砂防法(明治30年法律第29号)第23条第1項の規定により知事が指定した職員が砂防指定地又はこれに隣接する土地に立ち入るときは、身分証明書(別記第15号様式)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(書類の提出)

第12条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通とし、当該砂防指定地を所管する広域本部地域振興局又は県央広域本部土木事務所に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(熊本県砂防指定地管理規則の廃止)

2 熊本県砂防指定地管理規則(昭和45年熊本県規則第65号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成18年7月10日規則第54号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第6号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県種畜貸付規則、熊本県水産業協同組合法施行細則、熊本県牧野法施行細則、熊本県家畜改良増殖法施行細則、熊本県税条例

施行規則、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則、熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則、熊本県土地区画整理法施行細則、熊本県分収造林指導規則、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県屋外広告物条例施行規則、熊本県税特別措置条例施行規則、熊本県港湾管理条例施行規則、熊本県養蜂振興法施行細則、熊本県宅地造成等規制法施行細則、熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、熊本県林業種苗法施行細則、熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則、熊本県自然環境保全条例施行規則、熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則、熊本県森林組合法施行細則、熊本県景観条例施行規則、熊本県砂防指定地管理条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則(以下「熊本県種畜貸付規則等」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県種畜貸付規則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別記第1号様式(第2条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第5号様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第6号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第7号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第8号様式(第7条関係)

[別紙参照]

別記第9号様式(第7条関係)

[別紙参照]

別記第10号様式(第8条関係)

[別紙参照]

別記第11号様式(第8条関係)

[別紙参照]

別記第12号様式(第9条関係)

[別紙参照]

別記第13号様式(第10条関係)
[別紙参照]

別記第14号様式(第10条関係)
[別紙参照]

別記第15号様式(第11条関係)
[別紙参照]